

農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 58 号

農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

農村地域における県税の課税免除に関する条例（昭和 46 年岩手県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の課税免除)</p> <p>第 2 条 地区内において、法第 2 条第 2 項に規定する工業等の用に供する設備のうち法第 10 条の規定により定められた設備で、これを構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 14 号）附則第 25 条第 5 項又は第 40 条第 8 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項の表の第 1 号又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。第 3 号及び第 4 号において「設備」という。）を含むもの（以下「適用対象設備」という。）を平成 18 年 3 月 31 日までの間に新設し、又は増設した者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(県税の課税免除)</p> <p>第 2 条 地区内において、法第 2 条第 2 項に規定する工業等の用に供する設備のうち法第 10 条の規定により定められた設備で、これを構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 14 号）附則第 25 条第 5 項又は第 40 条第 8 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項の表の第 1 号又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。第 3 号及び第 4 号において「設備」という。）を含むもの（以下「適用対象設備」という。）を平成 20 年 3 月 31 日までの間に新設し、又は増設した者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の農村地域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第 3 条に規定する申告期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して 1 月以内に当該申告期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して 1 月を経過した日とする。